

平成30年 第8回八頭町議会臨時会 提案理由

議案第95号

町道ホウキ線道路災害復旧工事(30年災第331号)請負契約の締結について

町道ホウキ線道路災害復旧工事(30年災第331号)につきましては、去る11月15日に入札を行った結果、町道ホウキ線道路災害復旧工事(30年災第331号) 岡島建設・中田組特定建設工事共同企業体 代表者 八頭郡八頭町久能寺519番地 岡島建設有限会社 代表取締役 岡島勝宏(おかじま かつひろ)氏が、6,588万円で落札し、11月16日に仮契約を締結いたしております。

本工事の概要は、復旧延長L=25.0m もたれ式擁壁・植生マット・すり付け工・舗装工などであります。平成31年3月29日の完成を予定しております。

議案第96号

町道大江志子部線災害復旧工事(29年災第195号)請負変更契約の締結について

町道大江志子部線災害復旧工事(29年災第195号)につきましては、平成30年3月6日の契約議決を得て、現在、町道大江志子部線災害復旧工事(29年災第195号) 山陰・八田・一企工特定建設工事共同企業体 代表者 八頭郡八頭町宮谷263番地11 山陰建設株式会社 代表取締役 上田俊一(うえた しゅんいち)氏が工事を施工しております。この度、工事内容の一部変更を行いましたので、平成30年11月19日に変更仮契約を締結いたしました。

変更金額は、859万8,960円の増額となり、最終の請負金額は、6,961万8,960円となります。

増額の主な要因としては、現況法面へのすり付けのため、復旧法面が想定面積より増加となったことによるものです。

議案第97号

林道笹ヶ平線災害復旧工事請負変更契約の締結について

林道笹ヶ平線災害復旧工事につきましては、平成30年3月6日の契約議決を得て、現在、林道笹ヶ平線災害復旧工事 岡島建設・松田組・松田建設特定建設工事共同企業体 代表者 八頭郡八頭町久能寺519番地 岡島建

設有限会社 代表取締役 岡島勝宏（おかじま かつひろ）氏が工事を施工しております。この度、工事内容の一部変更を行いましたので、平成30年11月20日に変更仮契約を締結いたしました。

変更金額は、75万600円の増額となり、最終の請負金額は、5,129万4,600円となります。

増額の主な要因としては、復旧法面が想定面積より増加となったことによるものです。

議案第98号

八頭町職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院は、本年8月10日、官民給与の較差、平均655円（0.16%）を解消するため、俸給表の水準を引上げ、また、期末・勤勉手当を0.05月分引上げ、年間4.45月とするなどの勧告を国会及び内閣に行いました。

去る11月6日、給与法の改正を閣議決定し「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が示され、国会において11月28日に成立しましたので、この度、人事院勧告を尊重し、条例の改正を行おうとするものです。

勧告の主なものを申し上げますと、給料表の改定率は、平均0.2パーセントで、民間との格差が大きい若年層に重点をおいて改定し、期末・勤勉手当の支給月数につきましては、勤勉手当の月数を1.85月とし、期末手当の2.6月を合わせて、年間4.45月となります。

給料表につきましては、本年4月1日に遡及して改定を行い、勤勉手当につきましては、今年度は6月期に0.9月分を支給済ですので、引上げ分の0.05月分について、12月期を0.9月から0.95月に引上げ調整するものです。

なお、平成31年4月1日からの施行として、期末手当につきましては、6月期と12月期へ均等に配分し、いずれも1.3月に、勤勉手当につきましても、引上げ分の0.05月分も含め、6月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ0.925月となります。

議案第99号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

人事院勧告の主な内容につきましては、議案第98号で申し上げたとおりですが、議会の議員につきましても一般職に準じまして、期末手当の支給月数を0.05月分引上げ、年間3.35月としようとするものです。

今回、本年8月の勧告を受け、去る11月6日、閣議決定し、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が11月28日、国会で成立しま

したので、八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行い、国と同じ支給月数にしようとするものです。

具体的には、6月期支給1.575月、12月期支給1.775月、合せて3.35月となります。

今年度は6月期に1.575月分を支給済ですので、引上げ分の0.05月分について、12月期を1.725月から1.775月に引上げ調整するものです。また、来年度につきましては、平成31年4月1日からの施行として、6月期と12月期へ均等に配分し、それぞれ1.675月となります。

議案第100号

八頭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職につきましても、先ほど提案いたしました議案第99号と同様の内容でございます。

議案第101号

平成30年度八頭町一般会計補正予算（第5号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、673万円余と、八頭中学校の駅伝全国大会参加費用、21万円を増額するものです。

予備費、694万円余を減額し、調整しております。

また、3ページに繰越明許費の内訳を表示しておりますが、若桜鉄道対策費においては、7月の西日本豪雨災害、9月近畿地方の台風災害等の影響により、当該工事の施工業者が限られている中、技術者・労働者の十分な確保ができず、今年度中の完成が困難となったため、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰越しようとするものです。

議案第102号

平成30年度八頭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、19万円を追加しようとするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金、19万円を増額し、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与等、19万円の増額をするものです。

議案第103号

平成30年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、8万円を増額するものです。

予備費、8万円を減額し、調整しております。

議案第104号

平成30年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、8万円を増額するものです。

予備費、8万円を減額し、調整しております。

議案第105号

平成30年度八頭町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

補正の内容は、人事院勧告に伴います職員給与等、9万円を増額するものです。

予備費、9万円を減額し、調整しております。

議案第106号

平成30年度八頭町介護保険特別会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、14万円を追加しようとするものです。

歳入は、一般会計からの繰入金、14万円を増額し、歳出では、人事院勧告に伴います職員給与等、14万円の増額をするものです。